

沿岸広域振興局長告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年9月28日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 路線名 陸中山田停車場線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡山田町川向町51番5地先から65番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年9月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 平成30年9月28日から同年10月29日まで